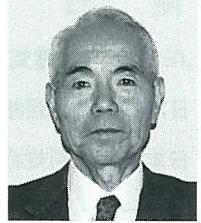


I. 隨 想

JESC(日本電気技術規格委員会) 10年を振り返って



日本電気技術規格委員会委員長 関根 泰次

1997年6月30日、日本電気技術規格委員会（以下JESCという）が発足した。この委員会が生まれるきっかけになったのは、1995年の電気事業法改正に際して電気事業審議会需給部会電力保安問題検討小委員会が「電気技術基準の策定・運用に当たっては自己責任原則を重視し、同時に民間規格を最大限活用すること」を大きな方針として打ち出したことにある。1966年以来電気事業法の技術基準に関する調査研究や電気設備に関する民間基準の調査研究について中心的役割を果たしてきたのは電気技術基準調査委員会といわれた組織であったが、この新しい理念の誕生とともにこの委員会は30年に及ぶ活動の幕を閉じ、代わってJESCが誕生することになった。

このようにJESCが生まれた背景には1990年代初頭のバブル崩壊から続いている日本社会全般の閉塞状態、なかんずく経済活動のこう着状態を打破するためには当時「護送船団」という言葉で表現されていたように何事も国に頼るという社会全般の姿勢から脱却して、国民一人ひとりが自分の責任で物事に取り組んで行かなければならぬし、それまでの何事も国任せという姿勢から「国から民へ」という大きく舵を切っていくかなければならないという世の中の認識が根底にあった。

民間規格を最大限活用するといっても、あらゆる民間規格が無差別的、自動的に用いられるというわけではなく、社会の要請にこたえるものであるか否かについては一定の検討が必要である。また、国としての審査基準に活用される場合は十分な法令適合性を有するものでなければならない。JESCはこの民間規格の検討を行うために作られた組織であり、当然のことながら社会的中立性と技術的適切性を備えていることが求められる。このためこの任に当たる民間組織としては公開性（隨時規格作成のニーズをくみ上げ必要なタイミングで迅速に審議できること）、公平性（利害関係者を含む各分野からバランスの取れたメンバーにより審議されること）ならびに透明性（原案の閲覧、規格への内外からの意見提出が可能であること）の3原則を満たすことが絶対条件となる。

JESCは上に述べたような趣旨から発足した民間組織であるが、論理的には同種の民間組織はひとつに限られているわけではなく、同じ機能を持つ組織ならいくつあっても差し支えないわけで規格評価のために複数の民間組織が参入し、競争的な環境の下で電気技術基準の民活化を図れる仕組みになっている。つまりJESCとしても上記3原則を守りながら、人的、資金的に最も効率的に所

期の目的を達成することが求められる。これまでの10年間のJESCの活動を振り返ってもその根本思想はここにあるわけでJESCの運用に当たってもこの点に最大限の配慮が払われている。JESCのこの10年間で経験した主な事柄は次のとくである。

- (1) JESCを民間規格評価機関に即した体制にすべく運営委員会での議論を通じ規約等の改正に努め国への提案も審議案件ではなく評価案件とするなど実績つくりに努めた。国からはまだ正式に評価機関の要件を満たすという認定は得ていないが今後もわが国唯一の民間規格評価機関としての認定を得るよう努力している。具体的には日本機械学会の発電用火力設備規格を評価機関としての評価案件第一号とすべく努力し、火力設備の技術基準の解釈同様パッケージで使用できるようにするため、JESCにおいて省令技術基準の適合性について審議するなど、平成18年度末までに111件の規格の審議・評価実績（内65件は国への提案事案）を積み重ねてきた。
- (2) JESCはその事務局機能を日本電気協会に置いているが、日本電気協会としてはJESC設立以前から電気学会、日本機械学会等の諸学会や日本電機工業会等の民間組織と同じく独自の標準・規格作成活動も行っていた。JESC発足とともにこれらの規格作成活動もJESCの活動の一部に組み込まれたが、上に述べたJESC本来の規格評価活動とこの規格作成活動をひとつの組織の中で行うことの適否が問題として浮かび上がった。
- (3) JESC活動は電気の発生から消費にいたるすべての電気技術を対象とし、その中には

原子力関連の技術も含まれている。一方で、JESC活動の大きな目標のひとつは、与えられた目標を達成するための規格や標準を作る場合、その目的が達成できるならばそのための手段や手続きにこだわらないといふいわゆる機能性化にある。原子力以外の分野では民間ベースでこの機能性化が積極的に進められているが、原子力の分野では機能性化に当たって、規制に活用されるべき規格を規制当局と共同で策定し、活用に際し国が最終的に評価するという立場が取られた結果、民間規格の評価機関としてのJESCの立場とは一線を画すようになっている。この背景にはJESCの対象とするいわゆる電気技術規格が多種多様な民間組織や規格使用者に関することに対し、原子力の分野では規格の主たる使用者が規制当局と発電用であれば事業者とに限定され規格策定機関も実質的に日本機械学会、日本原子力学会、日本電気協会に集約されているという状況がある。（原子力の分野の規制は電気事業法に加え、原子炉等規制法が付加されるという法体系上の差異がある）具体的には2005年の原子力発電施設の技術基準の改正（2006年1月施行）に伴い一定の条件を満たした民間規格が国の評価を受けた上で活用されることになっている。なお、現在JESCでは原子力関係の民間規格を審議したという実績はない。

以上述べたようにJESC活動は多くの民間規格を世に出し、この10年間概して順調に推移してきたが、いわゆる失われた10年間を経てグローバルな競争社会が生み出しつつある社会の歪に対し、より一層の競争条件の整合や社会安全の確保が要請されており、JESCの所期の理念を実現することがなお一層強く求められている。このためには多くの問題も残されており、引き続きこれらの問題に取り組んでいく所存である。